

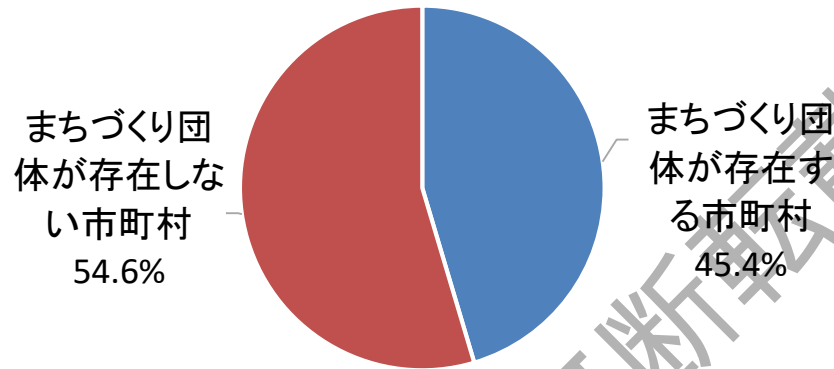
地域再生エリアマネジメント負担金制度について

平成30年6月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

- 近年、民間が主体となって、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大しており、全国の約半数の市町村において民間のまちづくり団体が活動している。
- エリアマネジメント活動の内容は多岐にわたるが、その中には賑わいの創出等を通じて地域の「稼ぐ力」を高め、地域再生の実現に寄与する活動もあり、こうした活動を促進していくことが必要。

【まちづくり団体が存在する市町村の割合】



※国土交通省都市局が、平成28年3月に全国1,741市町村に対して実施したアンケート調査による。

【エリアマネジメント団体の主な活動内容】

※3つ以内の複数回答

選択肢	割合
イベント、アクティビティ	55.1%
防災・防犯、環境維持	36.2%
まちづくりルール等	30.5%
情報発信	26.8%
公共施設・公共空間の整備・管理	25.1%
民間施設の公的利活用による地域の魅力・価値、利便の増進	10.6%

※京都大学経営管理大学院・国土交通省都市局まちづくり推進課・和歌山大学経済学部によるアンケート調査（平成27年7月）による。調査対象は、都市再生整備計画を策定済みの市区町村のうち、都市再生推進法人がエリアマネジメントを実施している地区等を有する市区町村（計826市区町村、1524地区）。

- エリアマネジメント団体の収入源としては、自治体からの補助金・委託金、会員等からの会費、イベントの開催等による自主財源、が挙げられる。
- しかしながら、約3分の1のエリアマネジメント団体が、財源不足を課題として認識しており、エリアマネジメント活動を促進する上では、財源の安定的な確保を図る必要がある。

【エリアマネジメント団体の主な収入源】 ※複数回答

選択肢	割合
自治体からの補助金、委託金等	56.1%
会員や地権者等からの会費その他の出捐金	40.6%
団体の自主財源（イベントなど）	36.6%
寄付金	7.5%
その他	9.1%

【エリアマネジメント団体が直面している主な課題】

選択肢	割合
人材面の課題(エリマネを担う人材の不足等)	42.7%
財政面の課題(財源の不足、収入源の限定等)	33.5%
認知面の課題(地域への認知不足)	8.8%
制度面の課題(許認可手続等の負担)	6.1%
その他	9.0%

※京都大学経営管理大学院・国土交通省都市局まちづくり推進課・和歌山大学経済学部のアンケート調査（平成27年7月）による。調査対象は、都市再生整備計画を策定済みの市区町村のうち、都市再生推進法人がエリアマネジメントを実施している地区等を有する市区町村（計826市区町村、1524地区）。

日本版BIDを含むエリアマネジメントの推進方策に関する検討会

検討会の目的

地域における良好な環境の形成、地域の価値の維持・向上、地域の稼ぐ力を高めるための官民連携したエリアマネジメント活動等について、その役割や課題を整理するとともに、BID (Business Improvement District) やTID (Tourism Improvement District) を含む海外の先進事例や国内の取組事例から示唆を得つつ、我が国におけるエリアマネジメントの推進方策について検討を行う。

検討体制

構成員：伊藤達也 内閣府大臣補佐官

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局・内閣府地方創生推進事務局

参加省庁：国土交通省・経済産業省・総務省

意見聴取を行った有識者・地方公共団体関係者：

青山 公三 龍谷大学政策学研究科教授、京都府立大学京都政策研究センター長

柏木 宏 大阪市立大学大学院創造都市研究科教授

小林 重敬 横浜国立大学名誉教授

坂井 文 東京都市大学都市生活学部教授

御手洗 潤 京都大学経営管理大学院特定教授

田中 義人 倶知安町議会議員

寺本 謙 大阪市都市計画局開発調整部長

スケジュール

平成28年3月から6月にかけて、計4回検討会を開催

⇒平成28年6月30日に中間とりまとめ

「中間とりまとめ」とそれ以降の検討

日本版BIDを含むエリアマネジメントの推進方策に関する検討会 中間とりまとめ(平成28年6月30日)

- ① 定量的な目標の設定(KPI)及び効果の「見える化」の推進
- ② **関係者の合意形成の促進、合意の継続性の確保**
 - ・ハードとともにプロモーション等のソフトの取組みについて、関係者が協定等により内容、費用負担等について合意し、合意形成後に関係者が変動した場合も合意の継続性を確保しつつ、合意に基づき費用を負担する等の仕組みについて検討する。
- ③ **公共性、公益性が高い活動に対する公的関与、費用徴収**
 - ・公共性、公益性が高いエリアマネジメント活動について、行政の認定、行政計画への記載等公的な位置付けを付与し、それを支援する仕組みについて検討する。
 - ・地方自治法の分担金制度については、同法の趣旨に合致するものであれば地方公共団体の判断により、ソフトの取組みも含めエリアマネジメントに要する費用を分担金として徴収することが可能であることを明確化する。
- ④ 公共空間等の利活用による財源の確保
- ⑤ エリアマネジメント団体への資金提供の促進
- ⑥ 地方創生カレッジ等による専門的な人材の育成・確保
- ⑦ 地方創生推進交付金等による先駆的な取組みへの支援
- ⑧ 官民の協議会の設置等による官民連携の推進

エリアマネジメント活動の財源確保策について、内閣官房・内閣府において検討を継続

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版) (平成29年12月22日閣議決定)

「中間とりまとめ」に基づき、フリーライダー(エリアマネジメント活動に対する会費を負担しないにもかかわらず、活動により利益を得ているもの)の出現防止によるエリアマネジメント団体の財源確保をはじめとした、エリアマネジメントの推進方策について必要な法制を含め制度化などの施策展開につなげていく。

地域再生法の一部改正法案による地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設(平成30年2月6日閣議決定)

市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収し、エリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度を創設

- ◆近年、民間が主体となって、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大。
- ◆他方、エリアマネジメント活動では、安定的な活動財源の確保が課題。特に、エリアマネジメント活動による利益を享受しつつも活動に要する費用を負担しないフリーライダーの問題を解決することが必要。
(民間団体による自主的な取組であるため、民間団体がフリーライダーから強制的に徴収を行うことは困難)
- ◆このため、海外におけるB I Dの取組事例等を参考とし、3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者(事業者)から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)を創設し、地域再生に資するエリアマネジメント活動の推進を図る。

※ B I D・・・Business Improvement District。米国・英国等において行われている、主に商業地域において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み。

【地域再生に資するエリアマネジメント活動】

地域の来訪者又は滞在者の利便の増進やその増加により経済効果の増進を図り、地域における就業機会の創出や経済基盤の強化に資する活動

(例)



イベントの開催



オープンスペースの活用

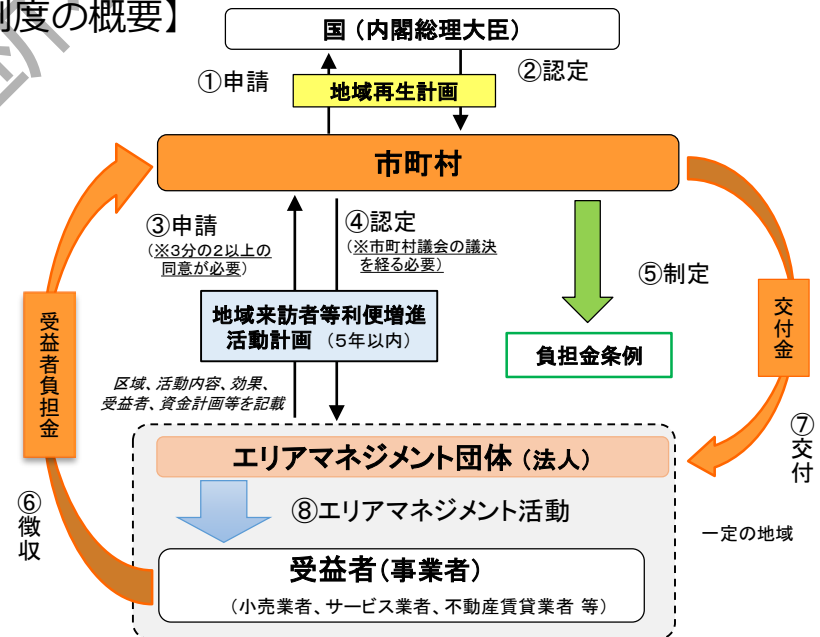


自転車駐輪施設の設置



賑わいの創出に伴い必要となる巡回警備

【制度の概要】



※ 3分の1超の事業者の同意に基づく計画期間中の計画の取消等についても、併せて規定

来訪者等の増加により事業機会の拡大や収益性の向上を図り、地域再生を実現

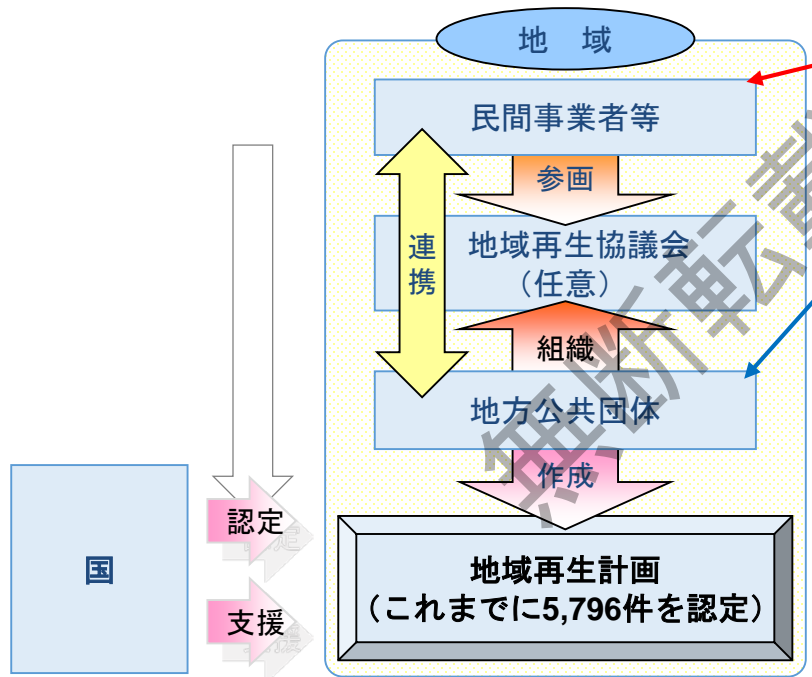
なぜ地域再生法にエリマネ負担金制度を位置付けたのか

○地域の賑わい創出等に資するエリマネ活動は、就業機会の創出や経済基盤の強化を通じて地域再生を実現することから、エリマネ活動の促進は、民に委ねるのではなく、官民が連携して取り組むことが必要。

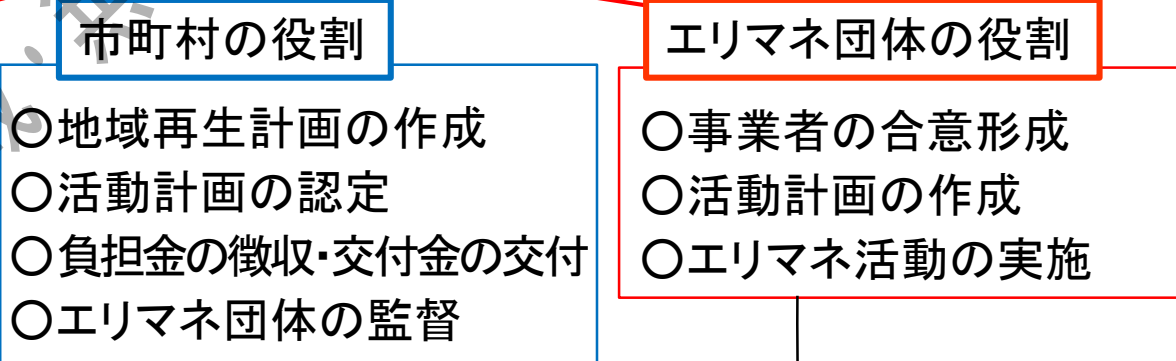
○地域再生法は、地方公共団体が行う地域再生に寄与する自主的・自立的な取組(地域再生計画)を支援する法律。また、民間事業者を含めた地域の関係者が参画する協議会制度を設けるなど、**官民連携**による取組を推進している。

⇒地域再生法に位置付けることで、官民が連携してエリマネ活動の促進に取り組むスキームを構築。

【地域再生計画のスキーム】



【市町村とエリマネ団体の役割分担】



⇒官(市町村)と民(エリマネ団体)が役割分担をしてエリマネ活動に係る取組を実施

受益者負担金制度とは

○受益者負担金制度 = ある事業により利益を受ける者から、
その利益の限度において負担金を徴収する制度

【既存の法令の例】

- 道路法・河川法等、公物管理法を中心として、様々な法令に位置付け
- 特に、**都市計画法**の受益者負担金制度、**地方自治法**の分担金制度を活用した**下水道整備に係る受益者負担金**は数多くの自治体で活用（平成27年度末時点で1281団体にて活用）

【参考】下水道整備に係る受益者負担金制度の考え方

- ・下水道事業により公共下水道が整備されると、その整備により特定の地域について環境が改善され、未整備地区に比べて利便性・快適性が著しく向上する
- ・その結果として、当該地域の資産価値が増加する
- ・また、資産価値の増加という利益を受ける者の範囲は、公共下水道が整備される地域として明確である

→**受益者負担金制度が馴染む**

※具体的な制度の内容は各自治体の条例に委ねられるが、標準的な考え方は以下の通り。

○賦課対象区域： 公共下水道の排水区域

○受益者の範囲： 公共下水道の排水区域内の土地の所有者（ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃借による権利の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用貸主又は賃借人）

なぜ、税ではなく受益者負担金制度なのか

○受益者負担金制度は、地域の関係者から法令に基づき金銭を徴収するという点で租税と共通するが、以下のような性質の違いがある。

	租税	受益者負担金
活動により利益を受ける者（受益者）の範囲	かなり広範囲にわたる	特定の集団に明確に限定される
個々の受益者の受益の評価	個々の者ごとの受益を厳格には評価し難い	個々の者ごとに明確に評価しうる

※「昭和46年政府税制調査会基本問題小委員会取りまとめ」を元に作成

- エリアマネジメント活動は、
 - ・活動による受益が、市町村内の一定の地域内の事業者に帰着するという点において、受益者の範囲が明確である
 - ・その受益の程度についても、売上の増加等により定量的に評価し得る

○また、我が国における先行的な取組である、「大阪版BID」においても、地方自治法の受益者負担金制度を採用している

エリマネ団体の財源確保策として、受益者負担金制度を採用することとした

負担金制度の対象となるエリアマネジメント活動（総論）

受益者負担金制度 = ある事業により利益を受ける者から、
その利益の限度において負担金を徴収する制度

受益を定量的に金銭的価値として評価できることが必要

賑わいの創出等により事業者の事業機会の拡大や収益性の向上といった
経済効果が生じる活動(地域来訪者等利便増進活動)を対象

【条文：法第5条第4項第6号】

- ・・・地域の来訪者等の利便を増進し、これを増加させることにより経済効果の増進を図り、もって当該地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する次に掲げる活動であって特定非営利活動法人等が当該事業者の意向を踏まえて実施するもの（＝地域来訪者等利便増進活動）
 - イ 来訪者等の利便の増進に資する施設又は設備の整備又は管理に関する活動
 - ロ 来訪者等の増加を図るための広報又は行事の実施その他の活動

負担金制度の対象となるエリアマネジメント活動（各論）

対象となる活動は、地域の実情に応じたケースバイケースとなるが、例えば以下のような活動は、一般的に、負担金制度の対象になりうると考えられる。

○来訪者や滞在者の利便の増進に資する施設や設備の設置・管理に関する活動



サイクルポートの設置



オープンスペースの活用



巡回バスの運行

○来訪者や滞在者を増加させるための活動



イベントの開催



情報発信

○賑わいの創出に伴い必要となる巡回警備や清掃活動



イベント開催に伴う巡回警備

負担金の徴収の対象となる「事業者」

受益者負担金制度 = ある事業により利益を受ける者から、
その利益の限度において負担金を徴収する制度

徴収の対象となる事業者には
エリマネ活動による受益があることが必要

・・・自然的・経済的・社会的条件からみて一体である地域であって当該地域の来訪者
又は滞在者の増加により事業機会の増大又は収益性の向上が図られる事業を行う
事業者が集積している地域において・・・当該地域来訪者当利便増進活動により利
益を受ける事業者から市町村が負担金を徴収し、・・・【法第5条第4項第6号】

【対象となる事業者の例】

① 小売・サービス事業者⇒徴収対象

(理由)来訪者等の増加で事業機会が拡大し、売上の増加が期待できるため

② 不動産貸付事業者⇒徴収対象

(理由)テナントの売上高の増加により貸付を行っている不動産の賃料の上昇が期待できるため

※ 例えば、一般的には、当該地域内に総務・人事・経理等の管理部門のみを有している事業者、素材メーカーや卸売事業者などのBtoBの事業者は対象外

※どのような事業者から負担金を徴収するかは、エリアマネジメント団体が地域の事業者の同意を得ながら作成する計画の内容によって決まってくるため一概には言えない

エリマネ負担金制度における実施主体

- エリマネ負担金制度では、エリマネ団体は、負担金を徴収した市町村から交付金の交付を受け、その交付金に基づき、エリマネ活動を行うこととなる。このため、交付金を適正に管理、執行する体制を整えるとともに、エリマネ団体内の責任関係等が明確であることが必要。
- そこで、エリマネ負担金制度では、その実施主体を、法人格を有するエリマネ団体に限定することとした。

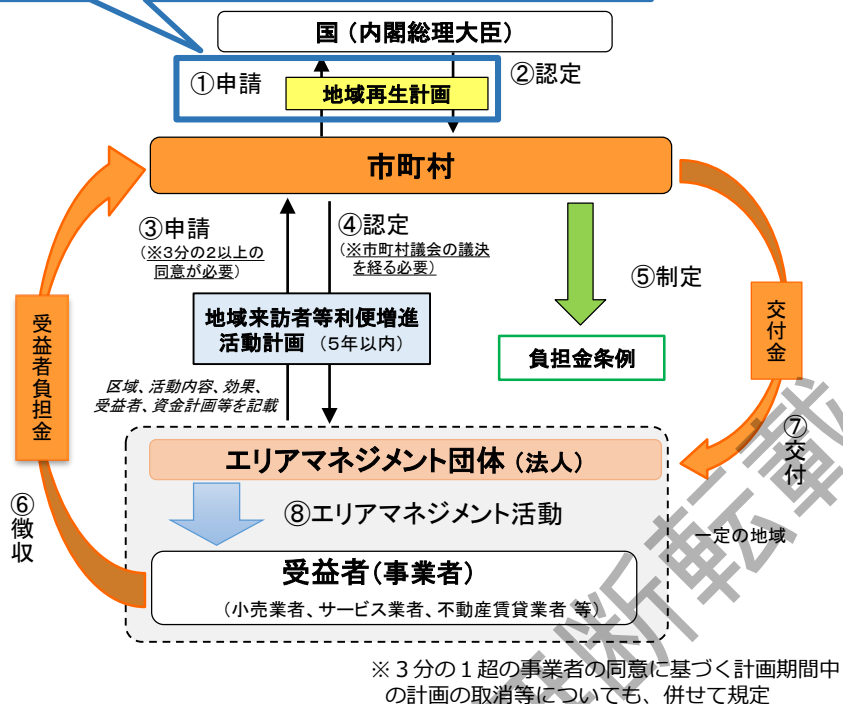
【実施主体】（地域再生法第5条第4項第6号）

- ・特定非営利活動法人（NPO法人）
- ・一般社団法人、一般財団法人
- ・その他の営利を目的としない法人
- ・地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社

手続きの流れ①地域再生計画の作成

○地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用したい市町村は、当該事項を記載した地域再生計画を作成し、国(内閣総理大臣)の認定を得る必要があります。

流れ①: 地域再生計画の作成



【地域再生計画の記載事項】

①必須記載事項

- 地域再生**計画の区域**【法第5条第2項第1号】
- 地域再生を図るために行う**事業**に関する事項【法第5条第2項第2号】
⇒受益事業者からの**負担金の徴収**及びエリアマネ団体への**交付金の交付に関する事項**を記載する必要【法第5条第4項第6号】
※この他、地域再生基本方針に基づく支援措置や、地域独自の取組(行政の一元的な窓口の設置、エリアマネ団体に対する助成や公共空間・公共空地の利活用促進策等)についても記載可能。
- 計画期間**【法第5条第2項第3号】

②努力記載事項

- 地域再生**計画の目標**【法第5条第3項第1号】
- 事業の実施による地域における**就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度**【府令第2条第1項第8号】

○エリアマネジメント団体から市町村に対し、地域再生**計画の作成の提案が可能**【法第5条第6項】
⇒エリアマネジメント団体の発意による**自主的なエリアマネジメント活動の一層の促進**

地域再生制度の概要

○ 地域再生制度（地域再生法（平成17年法律第24号））

地域再生基本方針に基づき、地方公共団体が行う自主的・自立的な取組(地域再生計画)を支援。

○ 地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）

地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針。

※地域再生基本方針の一部改正(平成29年8月1日閣議決定)
地域未来投資促進法(企業立地促進法改正法)の施行等に伴う所要の改正。

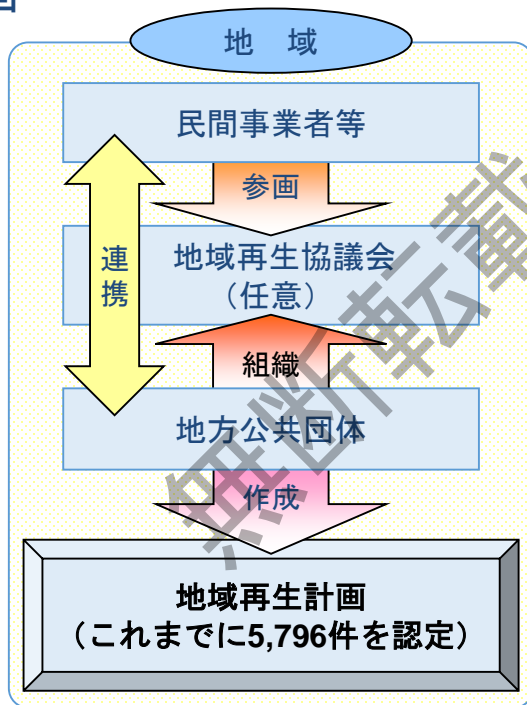
○ 地域再生計画

【認定基準】
・地域再生基本方針に適合
・地域再生の実現に相当程度寄与
・円滑かつ確実な実施の見込み

計画申請は年3回
申請から3月以内に認定

認定

支援



地域再生制度を活用すると府省横断的に様々な支援措置を活用できる。



主な支援措置メニュー

◆「地域再生計画」と連動

■「地域再生法」に基づく施策

- ①地方創生推進交付金
- ②地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)
- ③地域再生支援利子補給金
- ④企業の地方拠点強化の促進に係る税制の特例等
- ⑤「小さな拠点(コンパクトビレッジ)」形成に係る手続の特例
- ⑥「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
- ⑦農地等の転用等の許可の特例
- ⑧補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化の特例

(その他:特定政策課題の解決に資する事業への支援措置)

■それ以外の連動施策

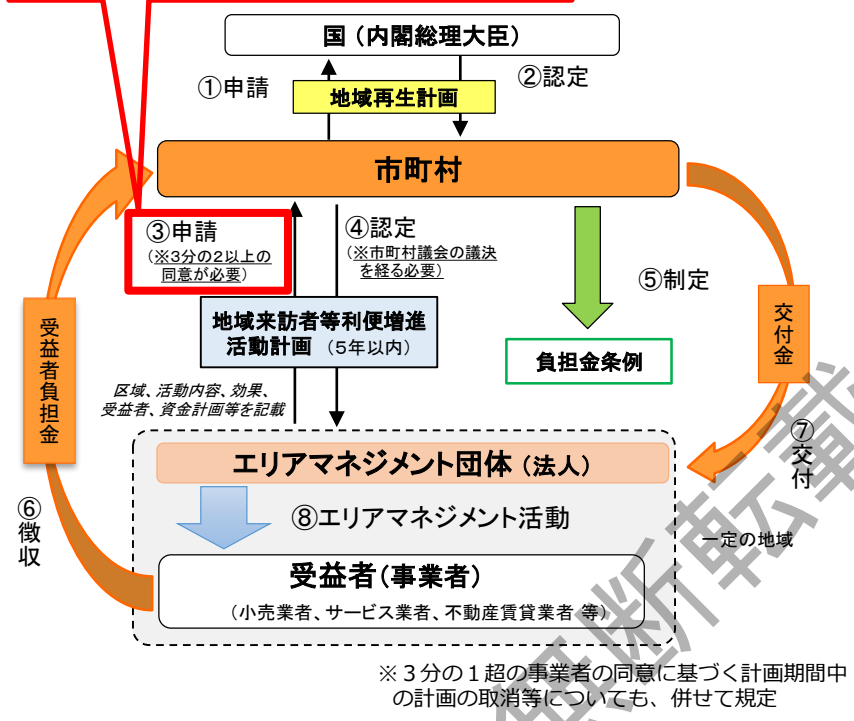
- | | |
|-----------------|---------|
| ・実践型地域雇用創造事業 | —厚生労働省— |
| ・農山漁村振興交付金 | —農林水産省— |
| ・地域公共交通確保維持改善事業 | —国土交通省— |

等

手続きの流れ②エリアマネジメント団体による活動計画の作成 エリアマネ団体

○地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用したいエリアマネジメント団体は、受益事業者の3分の2以上の同意(※)を得て、当該事項を記載した地域来訪者等利便増進活動計画(活動計画)を作成し、市町村長の認定を得る必要があります。

流れ②: 活動計画の作成



※総受益事業者の3分の2以上であって、その負担することとなる負担金の合計額が総受益事業者の負担することとなる負担金の総額の3分の2以上となる受益事業者の同意を得なければならない。

【地域来訪者等利便増進活動計画の記載事項等】

① 必須記載事項【法第17条の7第2項、府令第39・40条】

- 活動を実施する **区域**
 - 活動の **目標**
 - 活動の **内容**
 - 活動により事業者が**受けると見込まれる利益の内容及び程度**
 - 利益を受ける **事業者の範囲**
 - **計画期間** (5年を超えないものに限る。)
 - **資金計画**
 - エリマネ団体が行う地域来訪者等利便増進活動以外の **事業の概要、規模及び損益の状況**【府令第40条】
- ※資金計画は、収支予算を明らかにして定める必要有【府令第39条】

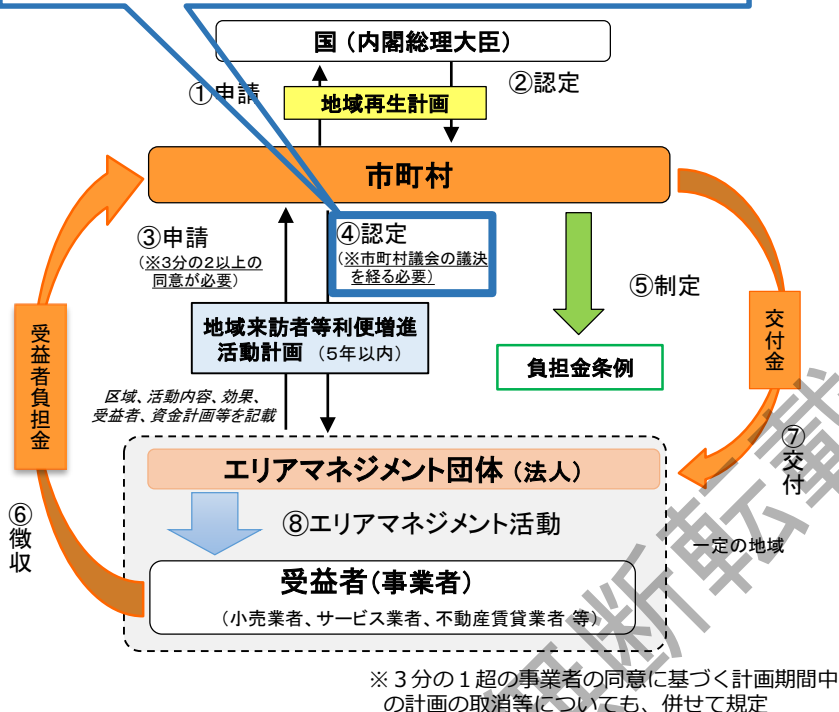
② 添付書類【府令第38条】

- **定款、登記事項証明書**
- **貸借対照表、損益計算書、財産目録**又はこれらに準ずるもの
- 法第17条の7第5項の **同意を得たことを証する書類**
- その他参考となる事項を記載した書類

手続きの流れ③市町村による計画の認定

○市町村長は、エリアマネジメント団体から提出された活動計画について、市町村議会の議決を経た上で、認定基準を満たすと認められる場合には、当該計画を認定するものとします。

流れ③：市町村による計画の認定



【地域来訪者等利便増進活動計画の認定等】

①認定基準【法第17条の7第8項】

- 認定地域再生計画に適合するものであること。
- 受益事業者の事業機会の増大又は収益性の向上及び活動実施区域における経済効果の増進に寄与するものであると認められること。
- 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 活動により受益事業者が受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者が負担金を負担するものであること。
- 特定の者に対し不当に差別的な取扱いをするものでないこと。

②認定に当たって行う手続【法第17条の7】

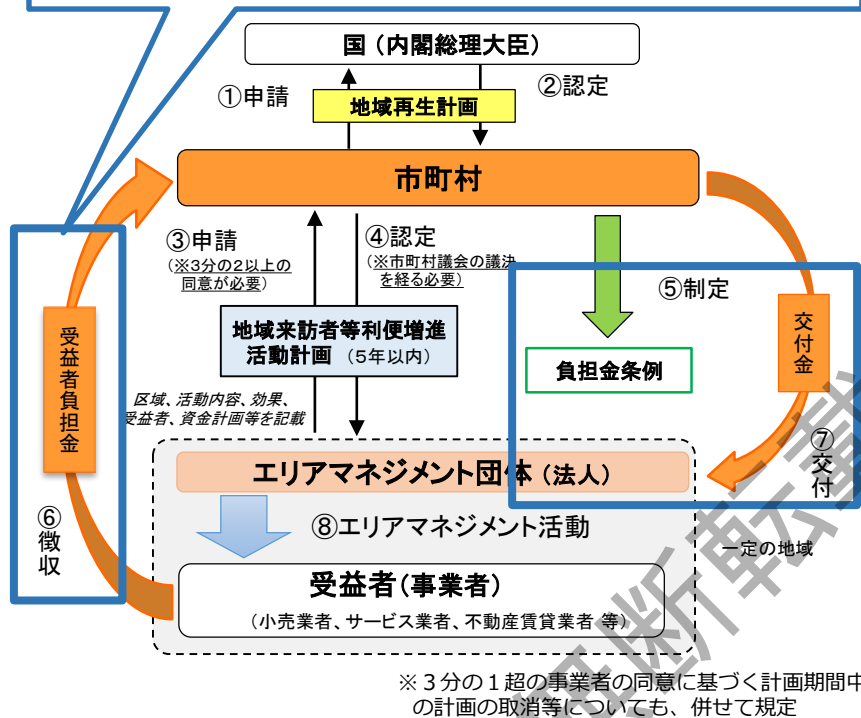
- 公告し、公告の日から1月間公衆の縦覧に供しなければならない【第6項】
- 認定市町村の議会の議決を経なければならない。【第9項】
- 計画を認定したときは、遅滞なく、公表しなければならない。【第12項】

※総受益事業者の3分の2以上であって、その負担することとなる負担金の合計額が総受益事業者の負担することとなる負担金の総額の3分の2以上となる受益事業者の同意を得なければならない。

手続きの流れ④市町村による負担金の徴収と交付金の交付

○市町村は、認定した活動計画に基づきエリマネ団体が実施する活動に必要な経費の財源に充てるため、事業者から負担金を徴収し、エリマネ団体に交付金として交付することができます。

流れ④：負担金の徴収と交付金の交付



負担金の徴収【法第17条の8】

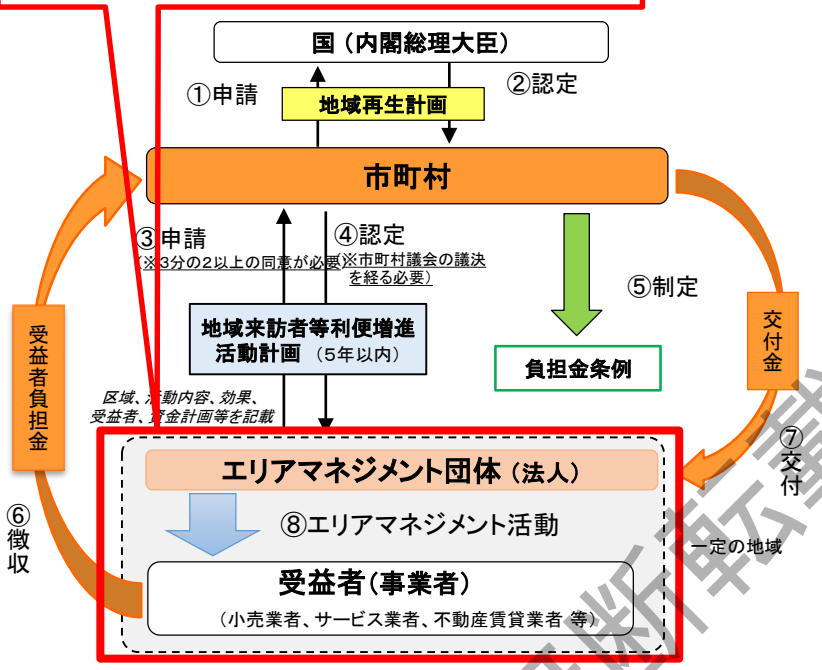
- 活動により受けると見込まれる利益の限度において、事業者から市町村が負担金を徴収可能。
- 事業者の範囲並びに負担金の額及び徴収方法を条例で定める必要有。
- 督促を行った上で、地方税の滞納処分の例により徴収が可能。
- 負担金の収納の事務は、収入の確保及び負担金の徴収を受ける事業者の便益の増進に寄与すると認められる場合には、私人への委託が可能。

交付金の交付【法第17条の9】

- 上記の負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、エリマネ団体に対し、活動計画に基づき実施されるエリマネ活動に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。
- 交付金の交付を受けたエリマネ団体は、計画期間が終了したときは、遅滞なく、当該交付金について精算しなければならない。

○交付された交付金を原資にしてエリマネ団体はエリマネ活動を実施するとともに、市町村は、エリマネ団体の活動について監督することとなります。

流れ⑤: エリマネ活動の実施



※3分の1超の事業者の同意に基づく計画期間中の計画の取消等についても、併せて規定

事業者の請求による計画の認定の取消し【法第17条の11】

○市町村長は、事業者が**三分の一を超える受益事業者(※)の同意を得て**、活動計画の**認定の取消し**を請求したときは、当該認定を取り消さなければならない。

※総受益事業者の三分の一を超え、又はその負担する負担金の合計額が負担金総額の三分の一を超える受益事業者の同意

監督等【法第17条の12】

○市町村長は、監督上必要があると認めるときは、エリマネ団体に対し、その活動又は会計の状況の**報告を求めることが可能**。

○市町村長は、事業者が、**十分の一以上(※)の同意を得て**、エリマネ団体の活動又は会計が法令又は活動計画等に違反する疑いがあることを理由としてエリマネ団体に対する**報告の徴収を請求**したときは、エリマネ団体に対し、その活動又は会計の状況について**報告を求める必要有**。

○市町村長は、上記の報告を求めた場合において、エリマネ団体の活動又は会計が**法令や活動計画等に違反していると認めるときは**、違反を是正するために**必要な措置をとるべきことを命ずることが可能**。

○市町村長は、エリマネ団体が上記の命令に従わないときは、活動計画の**認定を取り消すことが可能**。

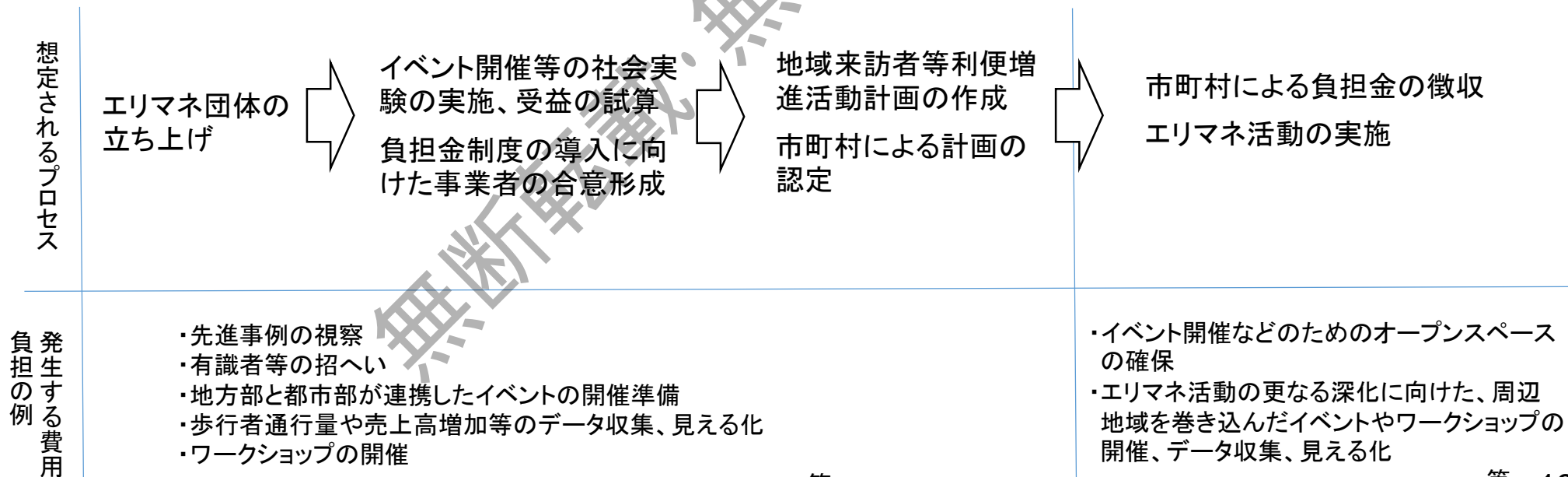
※総受益事業者の十分の一以上又はその負担する負担金の合計額が負担金総額の十分の一以上となる受益事業者の同意

地域再生エリアマネジメント負担金制度の導入に向けた支援

- 地域再生エリアマネジメント負担金制度の導入に当たっては、負担金の徴収の対象となる事業者の把握、事業者の合意形成、地域来訪者等利便増進活動計画の作成及び認定といったプロセスを踏む必要。
- こうしたプロセスに要する費用負担を軽減し、制度活用を促進するため、地域再生エリアマネジメント負担金制度と地方創生推進交付金を併記した地域再生計画の申請を行った市町村については、当該申請を地方創生推進交付金の申請事業数の上限(市区町村4事業)の枠外(追加1事業まで)とする弾力措置を講ずる。
(単純な市町村の交付金申請本数の増加だけでなく、他部局と申請本数について調整が不要となるなど、事務作業の効率化が図られる)

【地方創生推進交付金】

- ・国から自治体に対し、事業費の2分の1を交付(2分の1の地方負担については、地方財政措置を講じる)
- ・市区町村の場合、交付上限額(事業費ベース)は、先駆タイプで4.0億円、横展開タイプで1.4億円



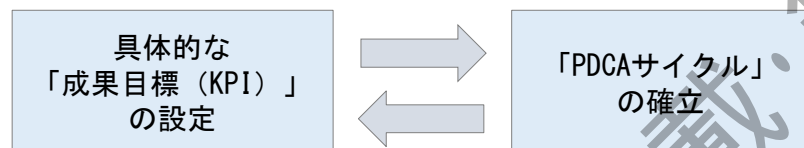
地方創生推進交付金

30年度予算額 1,000億円 (29年度予算額 1,000億円)

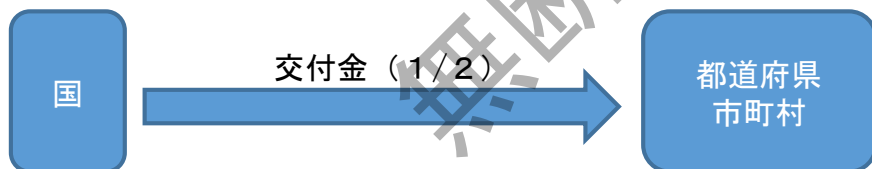
事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)

対象事業・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引

例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング (日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗 等

②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画 (5ヶ年度以内) を作成し、内閣総理大臣が認定する。

30年度からの運用改善

①ハード事業割合

- ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として5割未満。
- ・ただし、ソフト事業との連携により、高い相乗効果が見込まれる場合は、5割以上 (上限8割未満) になる事業であっても申請可能。

②横展開タイプの交付上限額の引上げ (事業費ベース)

【都道府県】	先駆	6.0億円 (29年度: 6.0億円)
	横展開	2.0億円 (29年度: 1.5億円)
【市区町村】	先駆	4.0億円 (29年度: 4.0億円)
	横展開	1.4億円 (29年度: 1.0億円)

③KPIの実績に基づいた事業計画の見直し

- ・申請時に、実績を踏まえたPDCAサイクルによる事業の見直しを反映した事業計画の提出を求める。

(参考) 海外のB I D制度との比較

	アメリカ (ニューヨーク市)	イギリス	ドイツ (ハンブルク州)	日本(地域再生エリアマネジメント負担金制度)
特徴	<p>公衆衛生の悪化や犯罪増加等の課題への対処を契機として開始された経緯から、clean & safeを第一の目的として活動しているケースが多い (NY市では、清掃は約9割、警備は約6割の地域で実施)</p>	<p>事業者の負担によって実施されるため、マーケティングやプロモーションなど、商業活性化に対する投資の側面が比較的強い</p>	<p>道路の歩行空間を拡張した敷石の設置等、街区管理という側面が比較的強い 判例法理により、税や分担金ではない、特別賦課金という形式を採用</p>	<p>地域の「稼ぐ力」を高め、「自助の精神」に基づく地方創生を実現する取組として位置付け</p>
同意水準	過半数	過半数(投票総数と負担金額)	申請時: 15%以上の賛成 公告縦覧手続時: 3分の1以上の反対が無い	3分の2以上
徴収の対象	不動産所有者	事業者(テナント)	不動産所有者	エリアマネジメント活動により利益を受ける事業者 (例: 小売業者、サービス業者、不動産賃貸業者等)
徴収の方法	資産税に上乗せして市が負担金を徴収	事業所税に上乗せして市が負担金を徴収	市が賦課金を徴収	市町村が負担金を徴収

参考資料

地域再生法の一部を改正する法律案

無断転載・無断利用を禁ず

地域再生法の一部を改正する法律案

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域来訪者等利便増進活動計画の作成及びこれに基づく地域来訪者等利便増進活動に関する交付金の交付等を追加するとともに、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に基づく課税の特例の適用範囲の拡大等の措置を講ずる。 ※地域再生法は平成17年に制定。地方創生の時代に入ってから4回目の大きな改正となる。

法案の概要

1. 企業の地方拠点強化に関する課税の特例等の拡充

【現行制度の概要】

本社等の特定業務施設の東京23区からの移転(移転型事業)又は地方における拡充(拡充型事業)を行う事業者を課税の特例等により支援

【改正内容】

○課税の特例等の適用範囲の拡大【第5条第4項第5号、第5章第6節】

近畿圏中心部及び中部圏中心部から東京圏への人口の転出超過の状況等を踏まえ、移転型事業を実施した場合に課税の特例等を受けられる地域として、近畿圏中心部及び中部圏中心部を追加

〈法改正以外の課税の特例の拡充内容〉

- ・移転型事業の拡充として、立地環境が整った中山間地域も支援対象地域とする
- ・小規模オフィス等の移転・拡充を支援するため、従業員要件(10人以上→5人以上)等を引下げ

○地方交付税による減収補填措置の拡充【第17条の6】

現行では固定資産税等の不均一課税を行った場合に国から地方公共団体へ減収補填が講じられるが、移転型事業に限り課税免除を行った場合も減収補填の対象に追加

⇒東京一極集中を是正し、地方における良質な雇用の場を創出

3. 商店街活性化促進事業の創設

○市町村が商店街活性化のために作成する計画に対し、中小企業への資金調達面での支援や商店街振興組合の設立要件の緩和、関係省庁による予算措置など、商店街の活性化の取組を重点的に支援【第17条の13、第17条の15、第17条の16】

○計画区域内の空き店舗の所有者等に利活用を促すため、指導・助言・勧告等の手続きを整備【第17条の14】
(居住実態が無いことが確認され、勧告された建築物については、固定資産税の住宅用地特例の対象外)

⇒空き店舗等の活用等による商店街の活性化

2. 地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設

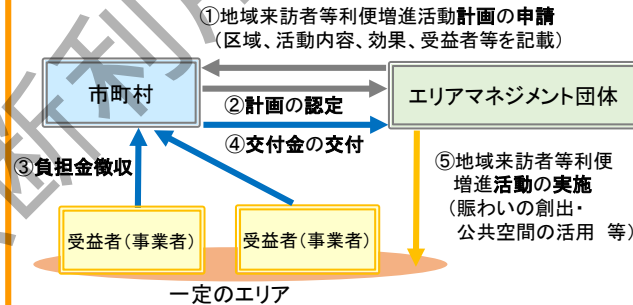
○海外のBID制度等を参考とし、市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、受益者から徴収し、エリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度を創設
※BID…Business Improvement District

…地域の発意や受益者の2/3以上の同意を要件

【制度のイメージ図】(第17条の7～第17条の9)

【エリアマネジメント活動の例】

(第5条第4項第6号)



オープンスペースの活用



イベントの開催

○地域の賑わいの創出に寄与する施設(自転車駐輪施設、観光案内所等)を都市公園の占用許可対象に追加【第17条の10】

⇒フリーライダーの発生を防止、安定的な活動財源を確保し、地域再生に資するエリアマネジメント活動を促進

4. 小さな拠点の形成に資する株式会社に係る課税の特例の拡充

【現行制度の概要】

中山間地域等における雇用創出や生活サービス(小さな拠点形成事業)を行う株式会社に個人が出資した場合、出資額について寄付金控除を適用

【改正内容】

設立時出資を新たに課税の特例の対象に追加【第16条】

⇒中山間地域等における雇用や生活サービスの確保

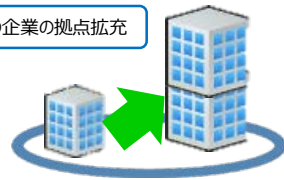
企業の地方拠点強化に係る課税の特例等の拡充

適用期限：平成31年度まで

拡充型(含対内直投)

地方にある企業の本社機能の強化を支援

地方の企業の拠点拡充



地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事認定）

認定要件：特定業務施設で常時雇用従業員増加数が5人(中小2人)以上
 対象施設：事務所、研究所、研修所 + 工場内の研究開発施設
 対象区域：地域再生計画で指定された道府県の一部の区域

支援対象外地域：東京圏・中部圏・近畿圏の既成市街地等

オフィス減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**税額控除4%又は特別償却15%**
 措置対象：建物、建物附属設備、構築物 取得価額要件：2,000万円（中小企業者1,000万円）

雇用促進税制（本則）

適用要件：①特定業務施設の雇用者増加数（非正規除く）が2人以上 ②前年度から法人総給与額が法人全体の雇用増加率×20%以上増加 ③事業主都合の離職者なし

- ①法人全体の雇用増加率が8%以上の場合、**増加雇用者1人当たり最大60万円**（注）を税額控除
- ②雇用増加率が8%未満の場合でも、1人当たり最大30万円を税額控除

（注）増加雇用者が転勤者及び非正規雇用者の場合は減額。新規雇用者の40%を超える非正規雇用者は対象外。

移転型

東京23区からの移転の場合、**拡充型よりも支援措置を深堀り**

東京一極集中の是正
地方移転の促進



東京23区

地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事認定）

認定要件：同左 + 従業員増加数に関する以下の転勤者要件
 ①計画期間中、増加数の過半数が東京23区からの転勤者 又は
 ②初年度に過半数が転勤者であれば、計画期間中では1/4以上で可
 対象施設：同左
 対象区域：同左 + 小規模OJ等々の立地環境が整った中山間地域等

支援対象外地域：東京圏の既成市街地等

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**税額控除7%又は特別償却25%**
 措置対象：同左

- ①法人全体の雇用増加率が5%以上の場合、**増加雇用者1人当たり最大90万円(80万円*)**（注）を税額控除
 《拡充型の1人当たり最大60万円（注）に、**増加雇用者1人当たり30万円(20万円*)**上乘せ》
 * 近畿圏・中部圏の既成都市区域等の場合

②上記①のうち上乘せ分は最大3年間継続

ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用
 《法人全体の増加雇用者がいなくても、特定業務施設の増加雇用者には適用》

※雇用促進税制の上乗せ部分（30万円×3年＝90万円）とオフィス減税は引き続き併用可

商店街活性化促進事業の創設

《法律の基本スキーム》

1. 地域再生計画の作成

- 市町村が地域再生計画に「商店街活性化事業」を記載・作成し、総理大臣が認定。



2. 商店街活性化促進事業計画の作成

- 市町村が、関係事業者への意見聴取、住民公聴会等を経て、商店街活性化に向けた具体的なプランを作成。

(計画記載事項)

- ① 活性化する商店街区域
- ② 基本的な方針
- ③ 市町村が実施する施策等



3. 事業者への支援

- 商店街活性化促進事業計画に適合する事業者の取組を支援。

地域一丸となった
商店街活性化と
地域経済の再生

計画作成・
区域設定

特例措置

予算支援

《予算による総合的支援》

関係省庁による重点支援

- ① 内閣府
 - 地方創生推進交付金(1000億の内数)
- ② 経済産業省
 - 地域まちなか補助金(16億)
- ③ 国土交通省
 - 社会資本整備総合交付金(8,886億の内数)
- ④ 厚生労働省
 - 子ども・子育て支援交付金(1,188億の内数)

《法律に基づく支援措置等》

商店街振興組合の設立要件の緩和

- 商店街振興組合設立のために必要な事業者数を「30人」から「20人」に緩和。

信用保険の特例(資金調達支援)

- 計画に適合する事業を行う中小企業者の資金調達を支援。
 - ① 保険限度額の別枠化
 - ② 填補率の引き上げ
 - ③ 保険料率上限の引き下げ

空き店舗等の利活用促進

- いかなる用途にも活用していない建築物の所有者等に対し、利活用を働きかける手続きを整備。
 - ① 要請：相当の期間を定め、利活用を要請
↓
活用を要請
 - ② 勧告：正当な事由が無い場合には勧告

※ 居住実態が無いことが確認され、勧告された建築物については、固定資産税の住宅用地特例の対象外

小さな拠点の形成に資する株式会社に係る課税の特例の拡充

中山間地域におけるふるさと会社を応援！〔小さな拠点版エンジェル税制〕

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置

地方公共団体が小さな拠点形成事業を位置付けた
地域再生計画を作成・認定

株式会社による小さな拠点形成事業の実施

【事業のイメージ】

① 地域の就業機会の創出

持続的収入を確保し、地域の雇用を創出するための事業

- ・地元農産品の開発販売
- ・道の駅等の運営
- ・農家レストラン、農家民泊の運営 等

② 生活サービス等の提供

拠点における生活サービス提供や交通ネットワークの確保等

- ・日用品の販売
- ・ガソリンスタンドの運営
- ・コミュニティバスの運行 等

2年間の延長+30年度から大きく制度が拡充！！
地域再生法の改正を前提【平成30年度税制大綱】
○新しく会社を設立する際（設立時出資）も対象に！
（現在は、既存会社の増資のみ対象）
○手続きの大幅な合理化・簡素化

出資

【個人出資者】

（地域住民・地域外の支援者など）

寄附金控除を適用

（出資額分（※）を総所得金額から控除）

※ 出資額（1,000万円限度）と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

出資額に応じて
所得税が減額

- ・対象地域：中山間地域等の生活集落圏（都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア）
- ・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等



地域内外からの出資を原資に、
人口減少、雇用状況の厳しい中山間地域等における雇用創出、生活サービス機能の確保
暮らし続けられる地域の維持発展